

二五 元号を改める政令

政令

元号を改める政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和六十四年一月七日

内閣総理大臣 竹下 登

政令 第一号

元号を改める政令

内閣は元号法（昭和五十四年法律第四十三号）第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

元号を平成に改める。

附則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

内閣総理大臣 竹下 登

〔官報〕号外特第3号 昭和64年1月7日